

はじめに

文部科学省は、2019年10月25日に「不登校児童生徒への支援の在り方について(通知)」

(¹) を発出し、別記2において「不登校児童生徒が自宅においてICT等を活用した学習活動を行った場合の指導要録上の出欠の取扱いについて」(以下、本制度)⁽²⁾を示した。本制度は、2005年から存在し同通知で廃止した「IT等を活用した学習活動」⁽³⁾を引き継ぐ制度であり、我が国の不登校児童生徒の自宅における学習も、指導要録上出席扱いとすること及びその成果を評価に反映することができるようにした制度である。

本制度は、自宅におけるICT等を活用した学習活動を学校の代替として認める画期的な制度であるが、当初からICTに限定せず、電子メールやFAX、郵送、家庭訪問時におけるプリント配布や対面指導等も認めている。児童生徒に合う様々な学習方法を提供することによって、不登校児童生徒の学校復帰時における学習の遅れを低減したり、進路選択の機会を確保したりするなどの社会的自立を支援する制度として運用されている。

しかし、本制度の利用は2019年度に増加の兆しが見られるようになったものの、未だ普及している状況とはいえない。2018年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」⁽⁴⁾によると、本制度の対象者である義務教育段階の不登校児童生徒が164,528人であるのに対し、本制度によって出席扱いとなったのは286人である。2019年

⁽¹⁾ 文部科学省（2019）「不登校児童生徒への支援の在り方について（通知）」https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1422155.htm

⁽²⁾ 文部科学省（2019）「不登校児童生徒への支援の在り方について（通知）別記1 別記2別紙」https://www.mext.go.jp/content/1422155_001.pdf

⁽³⁾ 国立国会図書館インターネット資料収集保存事業（WARP） 文部科学省（2005）「不登校児童生徒が自宅においてIT等を活用した学習活動を行った場合の指導要録上の出欠の取扱い等について（通知）」http://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11373293/www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/04121502/06041201.htm

⁽⁴⁾ e-Stat 政府統計の総合窓口「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」<https://www.e-stat.go.jp/stat-search?page=1&toukei=00400304>

度は 181,272 人中 608 人であり、割合にすると不登校児童生徒の約 0.5% に満たない。出席扱いとなった不登校児童生徒数が少ないため、本制度に関する研究や実践報告はほとんどみられず、教員が本制度の利用を検討しても本制度の要件にある「計画的な学習プログラム」の作成すら困難な状況にある。

そこで、本研究においては、不登校の割合が高い中学校のなかでも、音楽科の授業時数が最も多い第 1 学年の不登校生徒を対象とし、教員による本制度の音楽科の学習プログラムを考案する。学習プログラムは、歌唱及び器楽・創作・鑑賞・その他の領域や分野に分類し、本制度特有の出席扱いの方法や学習方法等の項目を踏まえて作成する。出席扱いの方法においては、本制度に関する事例を分析し、出席扱いに必要な時間数や授業時間数の取扱いを検討する。学習方法においては、新型コロナウイルス感染症の影響による家庭学習施策や「教育の情報化に関する手引」⁽⁵⁾といった公文書等における音楽科の学習方法を分析し、学習プログラムの作成に取り入れる。この公文書に示された学習方法は、国が認めた学習方法ともいえ、「著作権法」上の問題を抱えやすい音楽科にも適合し、ICT を活用した学習として適当であると考えられる。このなかでも個別学習や家庭学習に焦点をあて、本制度に適した学習方法について考察する。

また、本制度の実施に向けた環境整備の在り方として、規程等に関する実状及び自治体や民間事業者における実状も踏まえて考察する。本研究をもって中学校第 1 学年音楽科における ICT 等を活用した学習活動の学校による実施を可能なものとしたい。

⁽⁵⁾ 文部科学省（2020）『「教育の情報化に関する手引」について』https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/detail/mext_00117.html